

総合設計制度等の調査に関する決議

下記により総合設計制度及び地区計画制度に係る事項の調査に関する決議を提出します。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項に基づき、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するものとする。

2 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の権限を企画総務委員会に委任する。

3 調査期限

企画総務委員会は、閉会中も調査できるものとし、1に掲げる調査が終了するまで、2に掲げる調査権限を有する。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内、来年度においては、300万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年3月11日

千代田区議会